

# 資料 1

平成 30 年 7 月 4 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設における計量自動化について

平成 31 年 4 月 1 日から実施される大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設における計量自動化について、現在同組合が予定している内容を次のとおりお知らせします。

### 1. 目的

- ・計量の自動化により、焼却処理等業務の配置要員の見直しを図る。
- ・入力ミスや集計時の計算ミス等のヒューマンエラーを解消。
- ・各工場及びルシアス庁舎間のネットワークを構築することで、集計業務の効率化を図る。

### 2. 搬入イメージ（別紙 1 参照）

- ・入口計量器に設置の操作ポストの IC カードリーダーに、搬入者自らが IC カードをかざす。
- ・IC カードから車両情報等が確認できれば、自動で計量を行い、ゲートが開放する。
- ・未登録 IC カードや指定搬入回数超過等の場合は、警報を発報し搬入不可とする。計量を行わずゲートも開かない。
- ・入口計量後は、これまで同様に指定する投入扉よりごみを排出する（鶴見は指定扉なし）。
- ・ごみ排出後、出口計量器操作ポストの IC カードリーダーに、排出者自らが IC カードをかざし、操作ポストのプリンタから計量票を発行する。

### 3. 工場工事スケジュール（別紙 2 参照）

### 4. その他

#### （1）事前準備

- ・事業者情報、車両情報等を計量システムデータマスターに登録する。
- ・原則として搬入車両 1 台につき 1 枚の IC カードを配布する（N 券・J 券、破碎については別途、専用の IC カードを配布する）。
- ・これまで同様、期間ごとに各工場へ搬入できる回数を指定する。

#### （2）搬入変更

- ・搬入変更先工場へ搬入を行う際には、搬入元工場の搬入回数を減じるため、指定する搬入変更先工場の入口計量器操作ポストの IC カードリーダーに IC カードをかざす前に、「搬入振替元工場ボタン」を押したうえで、IC カードをかざす。

#### （3）臨時増車等

- ・臨時増車等のための車両情報については一般廃棄物指導課で事前に登録申請を行い、臨時増車用に発行される IC カードを使用して搬入を行う。承認期間が過ぎた臨時増車用 IC カードについては速やかに一般廃棄物指導課へ返却する。